

三十二 第63条《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(延払基準を適用した場合の利息相当額等の収入金額からの除外)</p> <p>63(2) - 10 法人が土地等の譲渡につき法第62条第1項に規定する延払基準の方法(以下「延払基準の方法」という。)を適用している場合において、.....</p> <p>.....</p> <p>(延払基準を適用した場合の譲渡利益金額の計算)</p> <p>63(2) - 11 法人が、土地等の譲渡につき当該土地等の譲渡のあった日を含む事業年度において延払基準の方法による経理をしている場合には、.....</p> <p>.....</p> <p>(算式)</p> <p>譲渡の日を含む事業年度において 延払基準の方法による経理をして いないものとした場合における措 置法第63条第2項第2号の規定を 適用して計算した譲渡利益金額</p> <p>× 令第124条に規定する賦払金割合</p> <p>(公募要件に該当する事実を明らかにする書類の書式)</p> <p>63(5) - 13 .....</p>	<p>(割賦販売等の場合の利息相当額等の収入金額からの除外)</p> <p>63(2) - 10 法人が土地等の譲渡につき法第62条第1項に規定する割賦基準又は法第63条第1項に規定する延払基準の方法(以下「割賦基準等」という。)の適用を受けている場合において、.....</p> <p>.....</p> <p>(割賦基準等を適用した場合の譲渡利益金額の計算)</p> <p>63(2) - 11 法人が、土地等の譲渡につき当該土地等の譲渡のあった日を含む事業年度において割賦基準等による経理をしている場合には、.....</p> <p>.....</p> <p>(算式)</p> <p>譲渡の日を含む事業年度において 割賦基準等による経理をしていな いものとした場合における措置法 第63条第2項第2号の規定を適用 して計算した譲渡利益金額</p> <p>× <math>\frac{\text{令第119条第2号又は第124条第2号に掲げる金額}}{\text{令第119条第1号又は第124条第1号に掲げる金額}}</math></p> <p>(公募要件に該当する事実を明らかにする書類の書式)</p> <p>63(5) - 13 .....</p>

改 正 後			
( 公募要件に該当する事実を明らかにする書類の書式 )			
63(5) - 13 .....			
付 表			
課税除外とされる土地等の譲渡が公募要件に該当する事実を証明する明細書		事業年度	法人名
譲 渡 資 産 等 の 明 細 公 募 要 件 に 該 当 す る 事 実 等	土地の譲渡等の内容	1	措置法第63条第3項第 号該当 旧措置法第63条の2第3項第 号該当
	土地等の種類	2	
	土地等の所在地	3	
	一団の宅地の面積	4	平方メートル
	同上のうち当期において譲渡等 等をする事とした土地等の面積	5	外 件
	同上のうち当期において公募 の対象とした土地等の面積	6	外 件
	同上のうち当期において譲渡 等をした土地等の面積	7	外 件
	「5」のうち当期において公募 をしないで譲渡等をした土地 等の面積	8	外 件
	公 募 の 方 法	9	
	公 募 年 月 日 又 は 期 間	10	. . . ~ . . .
	公 募 を 実 施 し た 地 域	11	
	売 出 期 間	12	. . . ~ . . .
	応 募 者 の 範 囲	13	
	一部の土地等につき公募をし なかつた理由	14	
	措置法令第38条の5第22項(旧 措置法令第38条の6第9項にお いて準用する場合を含む。)に該 当する土地の譲渡等の場合	15	
備 考			

改 正 前			
( 公募要件に該当する事実を明らかにする書類の書式 )			
63(5) - 13 .....			
付 表			
課税除外とされる土地等の譲渡が公募要件に該当する事実を証明する明細書		事業年度	法人名
譲 渡 資 産 等 の 明 細 公 募 要 件 に 該 当 す る 事 実 等	土地の譲渡等の内容	1	措置法第63条第3項第 号該当 措置法第63条の2第3項第 号該当
	土地等の種類	2	
	土地等の所在地	3	
	一団の宅地の面積	4	平方メートル
	同上のうち当期において譲渡 等をする事とした土地等の面積	5	外 件
	同上のうち当期において公募 の対象とした土地等の面積	6	外 件
	同上のうち当期において譲渡 等をした土地等の面積	7	外 件
	「5」のうち当期において公募 をしないで譲渡等をした土地 等の面積	8	外 件
	公 募 の 方 法	9	
	公 募 年 月 日 又 は 期 間	10	. . . ~ . . .
	公 募 を 実 施 し た 地 域	11	
	売 出 期 間	12	. . . ~ . . .
	応 募 者 の 範 囲	13	
	一部の土地等につき公募をし なかつた理由	14	
	措置法令第38条の5第22項(同 令第38条の6第9項にお いて準用する場合を含む。)に該 当する土地の譲渡等の場合	15	
備 考			

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">記 載 の 仕 方</p> <p>1 .....  (1) .....  (2) <u>租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）による改正前の措置法（以下「旧措置法」といいます。）第63条の2第3項各号</u>  .....  2 .....  3 .....措置法第63条第3項第4号から第6号まで又は旧措置法第63条の2第3項各号.....  4 .....  5 .....措置法第63条第3項第4号から第6号まで又は旧措置法第63条の2第3項各号.....  6 .....  7 .....  8 .....  9 .....  10 .....  11 .....  12 .....  13 .....  14 「<u>措置法令第38条の5第22項（旧措置法令第38条の6第9項において準用する場合を含む。）に該当する土地の譲渡等の場合15</u>」には、その土地の譲渡等が措置法令第38条の5第22項《<u>公募要件に該当する土地の譲渡等</u>》各号（<u>同令第38条の5第22項第3号の規定に基づく措置法規則第22条第4項各号の規定を含みます。</u>）のいずれかに該当する場合は、その該当する条項を、例えば「<u>措置法令第38条の5第22項第1号該当</u>」のように記載します。この場合、「備考」欄にはその土地等の譲渡対象者を決定した方法を例えば「<u>全組合員のうらから募集して抽選により決定</u>」のように記載し、その土地の譲渡等が措置法規則第22条第4項第3号に該当するときは、その土地の譲渡等が同項第1号又は第2号に類する理由を記載してください。</p>	<p style="text-align: center;">記 載 の 仕 方</p> <p>1 .....  (1) .....  (2) <u>措置法第63条の2第3項各号</u>.....  2 .....  3 .....措置法第63条第3項第4号から第6号まで又は同法第63条の2第3項各号.....  4 .....  5 .....措置法第63条第3項第4号から第6号まで又は同法第63条の2第3項各号.....  6 .....  7 .....  8 .....  9 .....  10 .....  11 .....  12 .....  13 .....  14 「<u>措置法令第38条の5第20項（同令第38条の6第9項において準用する場合を含む。）に該当する土地の譲渡等の場合15</u>」には、その土地の譲渡等が<u>措置法令第38条の5第20項（同令第38条の6第9項において準用する場合を含みます。）</u>《<u>公募要件に該当する土地の譲渡等</u>》各号（<u>同令第38条の5第20項第3号の規定に基づく措置法規則第22条第4項各号（同規則第22条の2第3項において準用する場合を含みます。以下同じ。）の規定を含みます。</u>）のいずれかに該当する場合は、その該当する条項を、例えば「<u>措置法令第38条の5第20項第1号該当</u>」のように記載します。  <u>なお、この場合には「備考」欄に、その土地等の譲渡対象者を決定した方法を例えば「全組合員のうらから募集して抽選により決定」のように記載し、</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>また、その土地の譲渡等が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成10年政令第108号）による改正前の措置法令第38条の6第9項において準用する同令第38条の5第20項各号のいずれかに該当する場合も、同様に記載します。</u></p> <p>（1,000平方メートル未満の優良宅地等の適正価格の判定）  63(5) - 14 .....</p> <p>（1） .....</p> <p>（注） .....</p> <p>（2） .....</p> <p>（注） <u>国土利用計画法第27条の3第1項に規定する注視区域内にある土地又は同法第27条の6第1項に規定する監視区域内にある土地について、同法第27条の4第1項（第27条の7第1項において準用する場合を含む。）に規定する届出をし、かつ、同法第27条の5第1項又は第27条の7第1項の規定による勧告を受けないで譲渡した場合における当該届出に係る予定対価の額は、適正対価の額とする。</u></p> <p>（3） .....</p> <p>（合併法人において土地等の取得日の引継ぎができない被合併法人の判定）  63(6) - 6 .....</p> <p>.....措置法令第38条の5第23項.....</p> <p>（取得日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分）  63(6) - 7 .....措置法令第38条の5第23項.....</p>	<p>その土地の譲渡等が措置法規則第22条第4項第3号に該当するときは、その土地の譲渡等と同項第1号又は第2号に類する理由を記載してください。</p> <p>（1,000平方メートル未満の優良宅地等の適正価格の判定）  63(5) - 14 .....</p> <p>（1） .....</p> <p>（注） .....</p> <p>（2） .....</p> <p>（注） <u>国土利用計画法第27条の2第1項に規定する監視区域内の土地について、同法第27条の3第1項の規定に基づき同法第23条第1項に規定する届出をし、かつ、同法第27条の4第1項の規定による勧告を受けないで譲渡した場合における当該届出に係る予定対価の額は、適正対価の額とする。</u></p> <p>（3） .....</p> <p>（合併法人において土地等の取得日の引継ぎができない被合併法人の判定）  63(6) - 6 .....</p> <p>.....措置法令第38条の5第21項.....</p> <p>（取得日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分）  63(6) - 7 .....措置法令第38条の5第21項.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(いわゆる変態現物出資の対象とされた土地等の取得日の引継ぎ)</p> <p>63(6)-8 措置法令第38条の5第23項の規定により準用される同令第38条の4第29項第3号に定める法第51条第1項の規定の適用の対象とされた同項に規定する特定出資により受け入れた資産に含まれている土地等には、基本通達10-7-1に定める要件に該当し、かつ、法第51条第1項の規定の適用を受けた土地等(土地の譲渡等が行われた時においてこれらの当該特定出資をした法人(当該法人と令第4条第2項第1号に掲げる特殊の関係のある法人を含む。)が有するこれらの当該特定出資により新たに設立された法人の株式の数又は出資の金額がその時における発行済株式の総数又は出資金額の全額である場合における当該土地等に限り。)が含まれるものとする。</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>63(6)-9 .....措置法令第38条の5第23項.....</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>63(6)-10 .....措置法令第38条の5第23項.....</p>	<p>(いわゆる変態現物出資の対象とされた土地等の取得日の引継ぎ)</p> <p>63(6)-8 措置法令第38条の5第21項の規定により準用される同令第38条の4第29項第3号に定める法第51条第1項の規定の適用の対象とされた同項に規定する特定出資により受け入れた資産に含まれている土地等又は措置法第66条第1項の規定の適用の対象とされた特定出資により受け入れた資産に含まれている土地等には、基本通達10-7-1又は66-6に定める要件に該当し、かつ、法第51条第1項又は措置法第66条第1項の規定の適用を受けた土地等(土地の譲渡等が行われた時においてこれらの当該特定出資をした法人(当該法人と令第4条第2項第1号に掲げる特殊の関係のある法人を含む。)が有するこれらの当該特定出資により新たに設立された法人の株式の数又は出資の金額がその時における発行済株式の総数又は出資金額の全額である場合における当該土地等に限り。)が含まれるものとする。</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>63(6)-9 .....措置法令第38条の5第21項.....</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>63(6)-10 .....措置法令第38条の5第21項.....</p>

三十三 第64条～第65条の2《収用等の場合の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(関連事業に該当する場合)</p> <p>64(1) - 2 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p> <p>(注) <u>措置法規則第22条の2第4項</u>.....</p>	<p>(関連事業に該当する場合)</p> <p>64(1) - 2 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p> <p>(注) <u>措置法規則第22条の3第4項</u>.....</p>
<p>(借地人が交付を受けるべき借地権の対価補償金の代理受領とみなす場合)</p> <p>64(2) - 23 .....</p> <p>.....<u>措置法規則第22条の2第4項</u>.....</p>	<p>(借地人が交付を受けるべき借地権の対価補償金の代理受領とみなす場合)</p> <p>64(2) - 23 .....</p> <p>.....<u>措置法規則第22条の3第4項</u>.....</p>
<p>(借地権の対価補償金の全部又は一部を土地所有者が取得した場合)</p> <p>64(2) - 24 .....</p> <p>.....<u>措置法規則第22条の2第4項</u>.....</p>	<p>(借地権の対価補償金の全部又は一部を土地所有者が取得した場合)</p> <p>64(2) - 24 .....</p> <p>.....<u>措置法規則第22条の3第4項</u>.....</p>
<p>(借地権の対価補償金の交付を受けることに代えて新たに借地権を取得する場合)</p> <p>64(2) - 26 .....</p> <p>.....<u>措置法規則第22条の2第4項</u>.....</p>	<p>(借地権の対価補償金の交付を受けることに代えて新たに借地権を取得する場合)</p> <p>64(2) - 26 .....</p> <p>.....<u>措置法規則第22条の3第4項</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前																				
<p>( 2 以上の資産について収用等をされた場合の資産の譲渡に要した経費の計算 )</p> <p>64(2) - 31 .....            .....措置法規則第22条の2第1項.....</p> <p>( 収用証明書の区分一覧表 )</p> <p>64(4) - 1 .....            .....措置法規則第22条の2第4項.....</p> <p>別表一 収用証明書の区分一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">内 容</th> <th style="width: 10%;">発 行 者</th> <th style="width: 15%;">根 拠 条 項</th> <th style="width: 45%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">⑤1</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td style="text-align: center;">措置法規則22条の2第4項 2号</td> <td>.....</td> </tr> </tbody> </table> <p>( 関連事業に係る収用証明書の記載事項 )</p> <p>64(4) - 4 .....            .....措置法規則第22条の2第4項.....</p>	区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	⑤1	.....	.....	措置法規則22条の2第4項 2号	.....	<p>( 2 以上の資産について収用等をされた場合の資産の譲渡に要した経費の計算 )</p> <p>64(2) - 31 .....            .....措置法規則第22条の3第1項.....</p> <p>( 収用証明書の区分一覧表 )</p> <p>64(4) - 1 .....            .....措置法規則第22条の3第4項.....</p> <p>別表一 収用証明書の区分一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">内 容</th> <th style="width: 10%;">発 行 者</th> <th style="width: 15%;">根 拠 条 項</th> <th style="width: 45%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">⑤1</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td style="text-align: center;">措置法規則22条の3第4項 2号</td> <td>.....</td> </tr> </tbody> </table> <p>( 関連事業に係る収用証明書の記載事項 )</p> <p>64(4) - 4 .....            .....措置法規則第22条の3第4項.....</p>	区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	⑤1	.....	.....	措置法規則22条の3第4項 2号	.....
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考																	
⑤1	.....	.....	措置法規則22条の2第4項 2号	.....																	
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考																	
⑤1	.....	.....	措置法規則22条の3第4項 2号	.....																	

三十四 第65条の2《収用換地等の場合の所得の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
( 代行買収における証明書の発行者 ) 65の2 - 12 ..... .....措置法規則第22条の3第3項第1号.....	( 代行買収における証明書の発行者 ) 65の2 - 12 ..... .....措置法規則第22条の4第3項第1号.....

三十五 第65条の3《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合に所得の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前																														
( 特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表 ) 65の3 - 4 措置法規則第22条の4第1項..... 別表二 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表	( 特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表 ) 65の3 - 4 措置法規則第22条の5第1項..... 別表二 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">内 容</th> <th style="width: 10%;">発行者</th> <th style="width: 15%;">根拠条項</th> <th style="width: 45%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① .....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>..... 措置法規則22条の4第1項 1号</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>② .....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>..... 措置法規則22条の4第1項 2号イ</td> <td>.....</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	① .....	.....	.....	..... 措置法規則22条の4第1項 1号	.....	② .....	.....	.....	..... 措置法規則22条の4第1項 2号イ	.....	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">内 容</th> <th style="width: 10%;">発行者</th> <th style="width: 15%;">根拠条項</th> <th style="width: 45%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① .....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>..... 措置法規則22条の5第1項 1号</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>② .....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>..... 措置法規則22条の5第1項 2号イ</td> <td>.....</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	① .....	.....	.....	..... 措置法規則22条の5第1項 1号	.....	② .....	.....	.....	..... 措置法規則22条の5第1項 2号イ	.....
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考																											
① .....	.....	.....	..... 措置法規則22条の4第1項 1号	.....																											
② .....	.....	.....	..... 措置法規則22条の4第1項 2号イ	.....																											
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考																											
① .....	.....	.....	..... 措置法規則22条の5第1項 1号	.....																											
② .....	.....	.....	..... 措置法規則22条の5第1項 2号イ	.....																											



改 正 後					改 正 前				
②の2			措置法規 則22条の 4 1項 2号ロ		②の2			措置法規 則22条の 5 1項 2号ロ	
②の3			措置法規 則22条の 4 1項 2号ハ		②の3			措置法規 則22条の 5 1項 2号ハ	
③			措置法規 則22条の 4 1項 2号ニ		③			措置法規 則22条の 5 1項 2号ニ	
④			措置法規 則22条の 4 1項 2号ホ		④			措置法規 則22条の 5 1項 2号ホ	
⑤			措置法規 則22条の 4 1項		⑤			措置法規 則22条の 5 1項	

改 正 後					改 正 前				
			2号へ				2号へ		
⑥	.....	.....	措置法規 則22条の 4 1項 2号ト	.....	⑥	.....	措置法規 則22条の 5 1項 2号ト	.....	.....
⑦	.....	.....	措置法規 則22条の 4 1項 3号	.....	⑦	.....	措置法規 則22条の 5 1項 3号	.....	.....
⑧	.....	.....	措置法規 則22条の 4 1項 4号	.....	⑧	.....	措置法規 則22条の 5 1項 4号	.....	.....
⑨	.....	.....	措置法規 則22条の 4 1項 5号	.....	⑨	.....	措置法規 則22条の 5 1項 5号	.....	.....